

## プロジェクト 収益認識

## 項目 第 95 回收益認識専門委員会で聞かれた意見

**本資料の目的**

1. 本資料では、審議資料(3)-2-1 及び審議資料(3)-2-2 に関連して、第 95 回收益認識専門委員会（2019年4月17日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

**注記事項の検討を進めるにあたっての基本的な考え方について****（基本的な考え方について）**

2. 開示に関する議論を行う際には、作成者の負担と利用者のニーズという費用対効果を常に意識しなければならないと考えている。
3. 会計処理について IFRS 第 15 号を基礎として追加又は削除するという方向で検討しており、基本的な考え方については、事務局の提案に違和感はない。
4. 作成者の負担感を考慮する必要がある一方で、IFRS 第 15 号の開発目的等に照らして考えると、日本基準の開示情報が国際的な会計基準に比して少ない場合や欠如しているような場合には、国際的な財務諸表間の比較可能性の観点から問題があると考えられる。国際的な会計基準を適用している企業の開示例を見ると、企業により注力する部分とそうでない部分が見られたり、定性的情報と定量的情報の記載が見られたりするなど、情報量と記載方法に幅があると理解した。そのような対応が認められるという方向であれば、作成者にとっても受け入れ可能なものなのではないかと考えられる。
5. 事務局の提案に基本的に同意する。国際的な会計基準を適用している企業の開示例を見ても、現時点では企業によって情報量、記載内容にばらつきがあるが、適用後 2~3 年で、財務諸表利用者と財務諸表作成者双方のニーズや同業他社との関係により、適切な開示が醸成されていくのではないかと考えられる。また、あまり詳細な開示により重要な情報が覆い隠されることは望んでおらず、重要性で捌く方法が一番適切であると考えられる。
6. 個々の契約の類型について注記事項を定めることが現実的に困難である以上、包括的な形で開発を行うしかないのではないかと考えられる。重要性の判断の適用は難しいかもしれないが、いずれ財務諸表作成者と財務諸表利用者の目線が自然に揃い、開示例の積み上げによりベスト・プラクティスが形成されるのではないかと考えられる。原則主

義で会計基準を開発し、財務諸表作成者と財務諸表利用者の双方にとって受け入れ可能な開示項目が自然と定まるような形に持っていくのが適切であると考えられる。

7. 包括的な定めを設けた上で、個々の企業の契約の実態にあわせて重要性に鑑みて注記を省略することができるということを明確にするという対応は支持する。ただし、収益認識会計基準は3,000社以上の上場企業に加えて、計算書類のみ作成する会社法上の大会社等にも適用されることを踏まえると、日本基準適用企業に多大な負担を強いることにならないよう、慎重な配慮をすることが必要であると考えられる。

**(開示目的に照らした重要性の定めに関して)**

8. 基本的な考え方として事務局の提案に同意する。ただし、企業によっては、開示目的や重要性に関する文言のみで判断することは難しいのではないかと懸念がある。開示目的に照らして重要性を判断する際のケース・スタディやガイドライン等があると、実務に資すると考えられる。

**(追加の対応を検討する項目について)**

9. 開示の趣旨や背景に照らして、各開示項目について一つずつ収益認識会計基準に含めるべきか否かを検討するのは困難であるという事務局の分析には同意する。ただし、残存履行義務に配分した取引価格以外に、強い懸念が聞かれており、個別項目として切り出したうえで、簡便的な方法の可否を検討した方が良いと考えられる項目はないのかという点については、もう少し丁寧な議論をした方が良いのではないかと考えられる。
10. IFRS 第15号における契約残高の注記事項においては、当報告期間に過去の期間に充足した履行義務から認識した収益（例えば、取引価格の変動）という項目が要求されているが、このように現在捕捉していない情報については、大幅なシステム改造が必要になるケースも考えられるため、契約残高については検討が必要ではないか。
11. 業種・業態の違いや連結子会社の数によって、各開示項目における負担感の認識は異なるため、本専門委員会でその評価をすることは困難なのではないか。
12. 連結財務諸表と個別財務諸表の問題や、四半期財務情報の取扱い、上場企業と非上場企業の取扱いについては、慎重に考える必要があるのではないかと考えられる。

**注記事項の検討－開示目的及び重要性の文案について**

13. 開示目的に照らして注記の妥当性を判断させるという方向性については支持する。ただし、連結財務諸表提出会社については注記を充実させるべきであると考えられるが、情報の有用性という観点からは、連結財務諸表提出会社の個別財務諸表や、連結グループにおける子会社の財務諸表にまで同様の注記が必要であるのかという点について最初に議論し、文案をよく吟味しても良いのではないかと考えられる。
14. 開示目的の結論の背景における「最低限の注記のチェックリストとして用いられることを意図したものではない」との記載について、「開示の中には、一部の企業又は業種については目的適合性があるが、他については目的適合性がないものもある」という IFRS 第 15 号の結論の根拠を含めると、背景がより理解されやすいのではないかと考えられる。
15. 開示目的に係る結論の背景について、IFRS 第 15 号の開示目的及び重要性に係る結論の背景における記載と同様に、「企業は重要性のない情報を開示する必要がないことを明確にしている」ことを明記することにより、本文の記載を念押しするような記載にしても良いのではないかと考えられる。

以 上